平成２１年（フ）第３２５号
岐阜県各務原市蘇原緑町３丁目48番地２
債務者　井尾　　潔
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７号
兵庫県西宮市中殿町６番３―601号、住民票上の住所兵庫県西宮市森下町11番24―401号、前住所地神戸市東灘区御影石町３丁目５番12―106号
債務者　池田　洋司
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６号
山口県柳井市古開作440番地16
債務者　中山　郁男
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第５７号
山口県柳井市古開作440番地16
債務者　中山　麻紀
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第６２号
山口県岩国市門前町２丁目45番43―404号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７０号
山口県岩国市周東町上久原2457番地
債務者　田村千壽子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７１号
山口県岩国市周東町下久原1906番地10
債務者　末岡　真一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７３号
山口県岩国市今津町５丁目６番14号
債務者　大下　　強
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７５号
山口県柳井市新庄399番地
債務者　大瀬戸　努
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３６５号
高知市宝町10番８号
債務者　池知　　薫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７１号
高知市十津５丁目17番７号　市住130号
債務者　坂本　兼三
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７７号
高知市南久万77番地10
債務者　濱田　昌補
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８４号
高知市大津乙2288番地４　西沢方
債務者　川村　辰昌
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８８号
高知県香美市土佐山田町植824番地２
債務者　前田　和功
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９０号
高知市井口町１番地　サンコーポ西本102号
債務者　永野信大郎
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９２号
高知市桜井町２丁目２番11号　コーポすずき７―107
債務者　筒井　建勝
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９５号
高知市長浜6283番地24　カーサ城山203
債務者　竹内　美紀
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５７号
大分県別府市北浜１丁目９番12号
債務者　岩尾　昌代
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係